

第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 背景及び目的

本州最西端に生息する貴重な個体群であり、昭和30年代前半には絶滅の恐れも生じたが、現在では、生息頭数及び生息域が拡大したことにより、農林業への被害が増大し、深刻な影響を与えている。県では、これまで狩猟や有害鳥獣捕獲及び防護対策等を推進してきたが、農林業被害は依然として高い水準で発生している。

こうした中、平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

このため、生物多様性の確保、農林業の健全な発展等を図る観点から、シカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させることを目的として、「第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」を策定し、将来的に絶滅を回避できる生息個体数（500頭程度）を目指す。

2 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

改正鳥獣保護法の施行の日（平成27年5月29日）において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。

3 管理を行う区域

山口県全域

4 管理の目標等

(1) 現状

① 生息環境

主な生息域である下関市、長門市、美祢市の林野面積は約10万9千haで、3市の総土地面積の約70%

② 生息状況及び捕獲状況

近年、生息域は拡大傾向にあり、平成23年度は8,278頭～156,926頭（中央値18,666頭）、平成24年度は8,244頭～167,589頭（中央値19,425頭）、平成25年度は7,959頭～177,689頭（中央値20,066頭）と増加

捕獲は、狩猟と有害鳥獣捕獲により行われ、捕獲頭数は増加傾向。平成25年度には、過去最高の3,533頭を捕獲（表1）

表 1 近年のニホンジカ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
狩猟	404	338	539	976	868	1,209	1,423	1,501
うち県事業 による捕獲	-	-	-	220	400	940	940	940
有害捕獲	1,405	1,291	1,353	1,222	1,493	1,497	1,872	2,032
計	1,809	1,629	1,892	2,198	2,361	2,706	3,295	3,533

③ 生態及び食性

年 1 産で 1 頭を出産し、殆どの植物種を採食

(2) 被害状況及び被害防除対策

生息頭数の増加に伴い、平成に入ってから顕著になった。その後、減少に転じたが、近年は再び増加傾向（表 2）。被害防除対策として、国庫補助事業の活用等により、電気柵や金網フェンス等の防護柵が設置

表 2 野生鳥獣全体に占めるシカによる農林業被害額の推移

(単位：百万円、%)

区分	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
シカ被害	64	53	82	76	86	96	97
(割合)	9.7	8.1	11.3	9.4	12.6	16.3	17.9
鳥獣被害全体	658	647	721	801	680	588	540

(3) 狩猟者の状況

狩猟者登録数は、昭和 43 年度から 53 年度にかけてピーク（昭和 51 年度 9,347 人）に達し、その後減少、平成 22 年度は 3,039 人。第一種銃猟登録者が減少し、網・わな猟登録者は増加

近年、50 歳以上の狩猟免許所持者が増加し、全体の約 9 割を占め、高齢化が顕著

(4) 管理の目標

本計画の終期における生息頭数の目標を 16,000 頭とする。

(5) 目標を達成するための基本的な考え方

県と市町との役割分担の下、捕獲対策に加え、防護・生息環境対策及び担い手対策を総合的に推進する。また、生息頭数や捕獲数、被害額等を的確に把握し、計画の進捗状況を評価し、今後の対策を検討する。

5 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

狩猟期間の延長等の規制緩和を全県に拡大し、狩猟の強化を図るとともに、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲を強化。また、改正法により新たに創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業」を積極的に活用する。

(2) 個体群管理の目標

捕獲目標頭数を年間 5,200 頭とする。

(3) 個体群管理の方法

① 狩猟の促進

- ・狩猟期間の延長（11月15日～2月15日 ⇒ 11月1日～3月31日）
- ・狩猟により捕獲できるシカの頭数（1頭/日）の解除
- ・くくりわなの輪の直径を12cm以内から15cm以内に緩和

② 有害鳥獣捕獲の推進

県と市町との役割分担の下、各地域の被害実態に応じた有害鳥獣捕獲を推進する。

③ 捕獲技術の研究・開発の推進

遠隔操作システムを利用した捕獲柵など、効率的な捕獲技術の研究・開発を推進する。

④ 狩猟者の確保・育成

わな猟免許取得年齢の引き下げ、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設を踏まえ、農林業者や農業高校生・大学生等への狩猟免許試験のPRや県下各地での試験の実施、民間事業者に対する鳥獣捕獲等事業への参入の働きかけ等により狩猟者の確保に努める。

⑤ 地域ぐるみの捕獲活動の推進

農林業者の狩猟免許の取得促進や、狩猟者と地域の関係者との連携・協力による地域ぐるみの捕獲活動を推進する。

6 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の指定による生息環境の保護を図るとともに、耕作放棄地の解消等自然環境の改善に努める。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

主な生息域である3市においては、依然としてシカによる農林業被害が深刻であることから、当該地域において「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施し、さらなる捕獲の強化を図る。

併せて、主な生息域に隣接する市においても生息が確認されていることから、当該市においても捕獲等事業を実施し、生息域の拡大を防止する。

(2) 実施期間

11月1日から翌年3月31日までの5ヶ月間

(3) 実施区域

主な生息域である下関市、長門市及び美祢市並びに3市に隣接する市（宇部市、山口市、萩市及び山陽小野田市）

(4) 事業の目標

捕獲目標頭数を2,400頭とする。

なお、個体数の増加をより効果的に抑制するため、主にメスジカを捕獲する。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

① 実施方法

主な生息域において銃猟による効率的な捕獲の促進を図っていることから、原則として銃猟によるものとする。

② 実施結果の把握及び評価

捕獲情報（捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）及び生息密度情報（区画法、糞塊密度）を収集し、当該事業の実施結果を検証。

また、「山口県シカ対策検討会」において、毎年度、事業の実施結果を評価し、必要に応じて目標及び実施方法の見直しを検討する。

(6) 事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託。

8 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

捕獲を強化するだけでは、シカによる農林業被害を軽減させることはできない。防護柵の設置や集落での誘引物の除去等、被害防除対策に総合的に取り組むことが重要であることから、県と市町との役割分担の下、以下の対策を進める。

- ① 農林業者への被害防除のための普及啓発
- ② 既存の被害防除対策の見直し・改良
- ③ 新たな被害防除対策の開発、実施

(2) 調査研究

県農林総合技術センターによる生息状況調査を引き続き実施し、必要に応じて調査手法の検証、見直しを行うとともに、市町や関係団体とも連携し、捕獲頭数等のデータの蓄積に努める。

(3) 計画の推進体制

行政、関係団体及び関係者が互いに連携を密にして合意形成を図る。また、市町や関係機関との連携強化を図る。

(4) 計画の進行管理

計画的なシカの保護管理を行うため、「シカ対策検討会」及び「自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて保護管理目標等の見直しを検討する。